

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定…（循環型社会推進課）	9
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課）	9
道人事委員会規則	
○公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………	10

告 示	
北海道告示第624号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域として指定する。	
平成23年10月11日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1(1) 指 定 番 号	第80号
(2) 指 定 の 区 域	砂川市焼山375番1の一部
(3) 埋立地の区分	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第13条の2第1号
2(1) 指 定 番 号	第81号
(2) 指 定 の 区 域	虻田郡倶知安町字琴平167番4の一部、167番6の一部、168番1の一部及び168番2の一部
(3) 埋立地の区分	政令第13条の2第1号
3(1) 指 定 番 号	第82号
(2) 指 定 の 区 域	岩内郡共和町老古美569番の一部
(3) 埋立地の区分	政令第13条の2第1号
北海道告示第625号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新ひだか土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。	
平成23年10月11日	

北海道知事 高 橋 はるみ			
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名 住 所
就 任	平成23. 9.26	理 事	川 端 義 幸 日高郡新ひだか町三石富澤295番地の2
同	同	同	石 川 栄 一 同 新ひだか町静内目名391番地の1
同	同	同	中 道 雅 則 同 新ひだか町静内清水丘47番地
同	同	同	山 口 邦 彦 同 新ひだか町静内田原399番地の3
同	同	同	村 田 信 治 同 新ひだか町静内豊畑1307番地の2
同	同	同	保土沢 稔 同 新ひだか町静内東別103番地の3
同	同	同	沖 田 忠 幸 同 新ひだか町三石福畑101番地
同	同	同	成 田 武 同 新ひだか町三石本桐569番地の8
同	同	同	川 端 芳 市 同 新ひだか町三石美野和310番地
同	同	同	酒 井 薫 同 新ひだか町三石稲見120番地
同	同	同	奥 澤 一 弘 同 新ひだか町三石稲見342番地の2
同	同	同	猪野毛 哲 次 同 新ひだか町三石歌笛602番地の2
同	同	監 事	鳥 谷 良 秋 同 新ひだか町静内豊畑1285番地の4
同	同	同	佐 藤 利 雄 同 新ひだか町三石本桐431番地
退 任	同 23. 9.25	理 事	川 端 義 幸 同 新ひだか町三石富澤295番地の2
同	同	同	上 島 昇 一 同 新ひだか町静内田原79番地
同	同	同	石 川 栄 一 同 新ひだか町静内目名391番地の1
同	同	同	安 藤 幸 治 同 新ひだか町静内神森12番16号
同	同	同	中 道 雅 則 同 新ひだか町静内清水丘47番地
同	同	同	野 表 篤 夫 同 新ひだか町静内西川347番地の2
同	同	同	保土沢 稔 同 新ひだか町静内東別103番地の3
同	同	同	大 下 正 博 同 新ひだか町三石西端110番地
同	同	同	沖 田 忠 幸 同 新ひだか町三石福畑101番地
同	同	同	川 端 芳 市 同 新ひだか町三石美野和310番地
同	同	同	仲 野 秋 男 同 新ひだか町三石本桐133番地の17
同	同	同	酒 井 薫 同 新ひだか町三石稲見120番地
同	同	同	奥 澤 一 弘 同 新ひだか町三石稲見342番地の2
同	同	同	山 口 芳 広 同 新ひだか町三石歌笛342番地
同	同	同	猪野毛 哲 次 同 新ひだか町三石歌笛602番地の2
同	同	監 事	安 田 豊 重 同 新ひだか町静内豊畑484番地の2
同	同	同	田 中 紀 和 同 新ひだか町静内田原178番地の2
同	同	同	佐 藤 利 雄 同 新ひだか町三石本桐431番地
同	同	同	河 合 博 文 同 新ひだか町三石歌笛652番地の7

退任 平成23. 9.25 監 事前 川 忠 昭 日高郡新ひだか町三石豊岡239番地の3	
道 人 事 委 員 会 規 則	
公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成23年10月11日 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則 北海道人事委員会規則16－20 公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則16－1）の一部を次のように改正する。 別表第1中17の項を18の項とし、10の項から16の項までを1項ずつ繰り下げ、9の項の次に次の1項を加える。 10 公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター 別表第1中9の項を削り、8の項を9の項とし、7の項を8の項とし、6の項を7の項とし、5の項の次に次の1項を加える。 6 一般財団法人日中経済協会 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	